

別紙-2 廃棄物の排出海域

排出海域は、波崎漁港の北東約 43km であり、水深約 830m の、北緯 35° 53' 39" 東経 141° 17' 04" を中心とした半径 500m の海域（以下「当該排出海域」という。）とする（図 1）。

排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定する IV 海域に該当する。

排出海域の設定に際しては、以下の点に留意した。

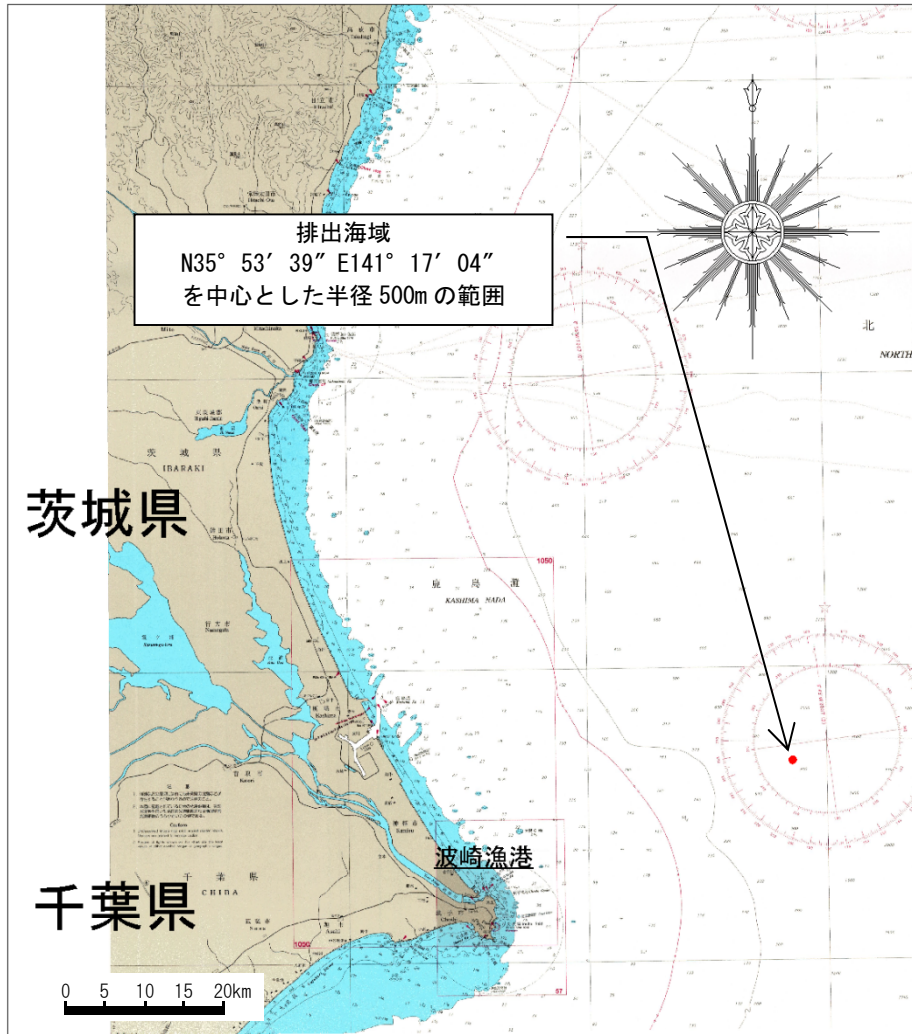
- ・藻場、干潟等の自然環境や海水浴、漁業者利用等への影響が大きい沿岸域を避ける。
- ・近傍で実施されている水底土砂海洋投入の許可事業における排出海域と重複しない。

なお、排出海域の水深帯は約 830m と深く、アンカー等による排出船の固定が不可能である。排出海域の流況は、黒潮の近接や蛇行状況により大きく異なるが、仮に添付書類 2 の影響想定海域の設定に用いた代表流速 (1.11m/s) の場合、約 15 分で 1,000m の範囲を移動する計算になる。過年度の実績より、1 回あたりの排出作業には約 2 時間程度を要すること、排出船が潮流や吹送流により移動することを考慮し、安全かつ確実に排出海域内への排出作業を行うことができる最小限の範囲として、排出海域の半径を 500m (直径 1,000m) に設定した。なお、ガット船による排出は、位置を GPS 測位機により確認しながら、排出海域の海上に停船した上で行う。排出時間中に船舶が移動して当該排出海域から外れた場合は、投入作業を中断し、改めて当該排出海域にガット船を移動させた上で投入を行う。

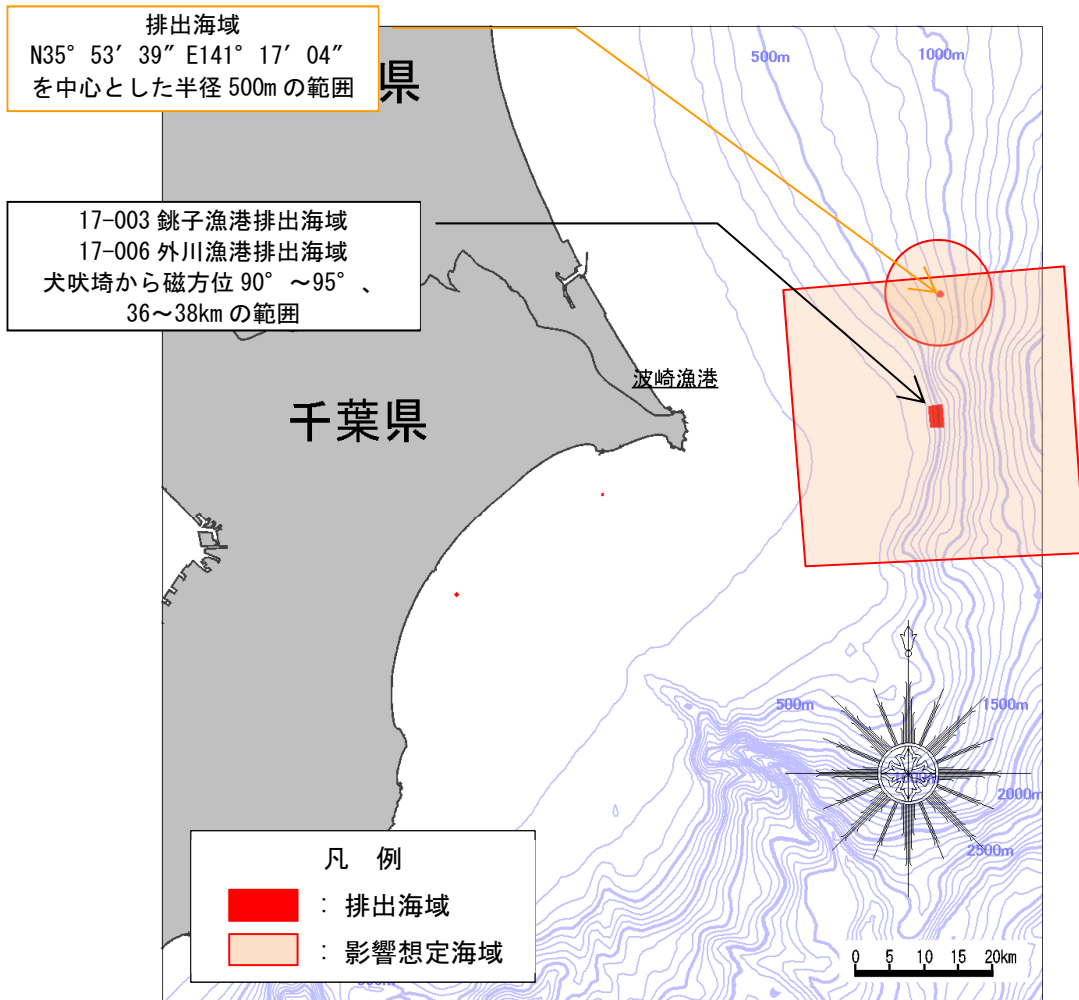
さらに、当該排出海域の周辺における、他の許可事業における排出海域の存在を確認するため、当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（平成 29 年 12 月 8 日時点）をとりまとめた（表 1、図 2）。

当該排出海域に最も近い許可事業は、千葉県銚子漁港事務所の「17-003 外川漁港」及び「17-006 銚子漁港」である。これらの排出海域は当該排出海域から 15km 以上離れているが、土砂の堆積範囲が一辺約 40km と非常に広い予測結果となっているため、影響想定海域が当該排出海域と重複する。しかし、申請時の事前評価書において予測された平均堆積厚は、2 事業合計で 0.0058cm/年と極めて小さいことから、複合影響の可能性はほとんどない。

また、当該海域では、同様の排出海域において、過去に海洋投入処分を実施している（許可発給番号 10-007：平成 23 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで）が、従前の許可は初期的評価に基づくものであることから、手引きに従い、累積的影響は生じていないものとする。



海図「W1097 犬吠崎至塩屋崎」（海上保安庁、平成 19 年）より作成
 図 1 当該排出海域（海図上の位置）



「海洋投入処分許可発給状況」（環境省ホームページ、平成 29 年 12 月現在）より作成
(http://www.env.go.jp/earth/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/senpaku.html)

図 2 当該排出海域・影響想定海域と近傍の他の排出海域・影響想定海域の関係

表 1 当該排出海域と周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m ³)	排出海域
17-03	千葉県 銚子漁港事務所 (外川漁港)	平成 29 年 9 月 11 日から 平成 34 年 9 月 10 日まで	145,000 m ³	[1]北緯 35° 44' 46"、東経 141° 15' 46" [2]北緯 35° 43' 05"、東経 141° 15' 56" [3]北緯 35° 44' 54"、東経 141° 17' 06" [4]北緯 35° 43' 07"、東経 141° 17' 15" 以上 4 地点で囲まれた海域
17-06	千葉県 銚子漁港事務所 (銚子漁港)	平成 30 年 1 月 4 日から 平成 35 年 1 月 3 日まで	390,400 m ³	[1]北緯 35° 44' 46"、東経 141° 15' 46" [2]北緯 35° 43' 05"、東経 141° 15' 56" [3]北緯 35° 44' 54"、東経 141° 17' 06" [4]北緯 35° 43' 07"、東経 141° 17' 15" 以上 4 地点で囲まれた海域

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」
「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 18 条の 2 第 1 項 海洋施設からの海洋投入処分許可発給状況」
(環境省ウェブサイト 平成 29 年 12 月 8 日時点) より作成